

事 務 連 絡
令和 3 年 1 月 14 日

(公社) 日本バス協会理事長 殿
(一社) 全国ハイヤー・タクシー連合会理事長 殿
(一社) 全国個人タクシー協会会長 殿

国土交通省自動車局旅客課長

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を実施すべき区域の追加
を受けた対応について（依頼）

昨日開催された新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言を実施すべき区域及び「基本的対処方針」の変更が行われ、1月8日付で緊急事態宣言の対象となった1都3県（東京都、埼玉県、千葉県及び神奈川県）に加えて、本日1月14日から2月7日までの25日間、緊急事態措置を実施すべき区域として栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県が追加されました。

つきましては、貴会におかれては「基本的対処方針」について御了知頂くとともに、本内容について会員各位に周知の上、適切に対応頂きますようお願い申し上げます。

また、同方針の別添においては、社会の安定の維持を図るため、「緊急事態宣言時に事業の継続が求められる事業者」として貴会にも関係する「物流・運送サービス(バス・タクシー等)」関係の事業についても例示として挙げられております。

つきましては、同方針に基づき、利用者の生活の足の確保や車内感染の防止の観点から、必要な業務継続のための体制整備や業種別の感染予防ガイドラインに基づき、感染予防対策に万全を期して頂きますよう、よろしくお願いいたします。

なお、不要不急の移動自粛等により需要が減少すること等を踏まえて、各事業者の判断により、減便・運休・休車等を行うこともあり得るものと考えております。ただし、その際においても、利用者の利便性や車内感染を防ぐための混雑防止の観点にも配慮して、御検討頂きますようお願いいたします。

(添付資料)

- ・ 新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を実施すべき区域の追加を受けた対応について（依頼）（令和3年1月13日付大臣官房危機管理官事務連絡）

事 務 連 絡
令和 3 年 1 月 1 3 日

各局等新型コロナウイルス感染症対策担当課長 各位

大臣官房危機管理官

新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言を実施すべき区域の追加を受けた
対応について（依頼）

本日開催された第 5 2 回新型コロナウイルス感染症対策本部において、「新型インフルエンザ等対策特別措置法」に基づく緊急事態宣言を実施すべき区域に栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の 2 府 5 県を追加することが決定され、これに伴い「基本的対処方針」が変更されました。

これを踏まえ、本日持ち回りにて開催された第 1 6 回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部において、赤羽国土交通大臣より別添のとおり指示がなされました。

つきましては、各局等におかれては、別添の大臣指示を踏まえ、今回追加となった 2 府 5 県に対しても取組の実施を徹底するとともに、所管の事業者、関係団体等に対しても、改めて感染拡大の防止に係る協力依頼等を行っていただきますよう、よろしくお願いいたします。

（別添）第 1 6 回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部大臣ご発言

第16回 国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部

令和3年1月13日

大臣指示

(基本的対処方針の変更)

- 本日18時15分からの「新型コロナウイルス感染症対策本部」において、緊急事態措置を実施すべき区域に栃木県、岐阜県、愛知県、京都府、大阪府、兵庫県及び福岡県の2府5県を追加することが決定されました。実施期間は2月7日までです。この決定に伴い、「基本的対処方針」が変更されました。
- 追加された2府5県については、先の1都3県と同様の対応が求められております。そのため、私からは、1月7日付けで指示した各種の取組について、2府5県に対しても同様に実施を徹底し、感染拡大の防止に万全を期すよう、改めて指示いたします。
- 具体的には、
 - ・ 追加された2府5県における外出・移動の自粛の観点から、空港や鉄道駅、高速道路のSA・PA等における移動自粛の呼びかけや、主要空港へのサーモグラフィーの設置の取組を継続実施することに加え、2府5県を対象エリアに含む高速道路周遊パスについては、新規申込の受付を停止すること
 - ・ 公共交通機関等のエッセンシャルワーカーを含めた所管事業者等に対し、感染拡大予防ガイドラインに基づき、感染予防に万

全を期すとともに、テレワークによる出勤7割減や時差出勤の推進等について協力を要請すること

- ・ 緊急事態宣言下における各業界の事業経営や雇用等の状況について、前広に把握の上、資金繰りに関する支援策についての相談窓口の設置等の必要な支援を行うなど、先手先手で万全の対応を行うこと

- ・ 省内の体制確保については、2府5県においても、在宅勤務・交代制勤務等により、出勤職員を通常時の3割まで減らすことを徹底し、省内に感染者が発生した場合でも、機能が著しく損なわれることのないようにすること
などを指示いたします。

○ なお、水際対策については、緊急事態解除宣言が発せられるまでの間、全ての対象国・地域とのビジネストラック・レジデンストラックの運用を停止するなど、対策の強化が決定されたところであり、引き続き、関係省庁と連携して対応して下さい。

○ 最後に、基本的対処方針の変更を受け、改めて国土交通省の幹部が自ら緊張感をもってしっかり取り組んでいくべく、決意を新たにして頂きたいと思います。

○ 私からは以上です。